

フェリーを活用したモーダルシフト促進事業補助金 交付要領

(通則)

第1条 フェリーを活用したモーダルシフト促進事業費補助金の交付については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）及び秋田県観光文化スポーツ部交通政策課関係補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 秋田港を発着するフェリー航路（以下「フェリー航路」という。）を活用して貨物を輸送する事業者に対して補助金を交付することにより、燃料価格の高騰に対応し、運送事業者等の輸送コストの低減を図るとともに、環境負荷の小さいフェリーを活用したモーダルシフトを促進する。

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業、補助対象者、補助対象経費、補助要件、補助率及び補助金の額については、別表のとおりとし、補助金は予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第4条 補助対象者は、知事に対し、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 補助金等交付申請書（要綱様式第1号）
- (2) 事業実施計画書（要綱様式第2号）
- (3) 収支予算書（要綱様式第3号）
- (4) モーダルシフト促進事業計画書（要領様式第1号）

(交付決定)

第5条 知事は、前条の規定に基づき提出された申請書類を審査の上、これを適正と認めるときは、交付金の交付を決定し、補助金等交付決定通知書（要綱様式第7号）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更及び中止)

第6条 補助事業者は、既に申請した事業計画及び補助金額に次に掲げる変更事由が生じた場合には、事業内容等変更承認申請書等を知事に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助金額が交付決定額を超える場合又は30%を超えて減額となる場合。(要綱様式第4号)
- (2) 補助事業を中止又は廃止する場合。(要綱様式第5号)

2 知事は、前項により提出された事業内容等変更承認申請書を審査の上、適切と認められる場合は、補助金等交付決定変更通知書(要綱様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、事業が完了したときは、完了した日から30日以内又は交付決定の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、知事に対し、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 実績報告書(要綱様式第10号)
- (2) 事業実績書(要綱様式第11号)
- (3) 収支精算書(要綱様式第12号)
- (4) モーダルシフト促進事業報告書(要領様式第2号)

(額の確定)

第8条 知事は、前条の規定に基づき提出された報告書類を審査し、フェリー輸送実績を新日本海フェリー株式会社に確認を行った上で適正と認められる場合は、補助金の額を確定し、すでに行った交付決定の変更を要するときは、第5条の例により申請者に通知するものとする。

(補助金の経理等)

第9条 補助事業者は、補助金についての経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、この運用に関する必要な事項は別に定める。

附則 この要領は、令和4年12月22日から施行する。

附則 この要領は、令和5年3月31日から施行する。

附則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和7年7月14日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	フェリーを活用したモーダルシフト促進事業
補助対象者	貨物運送事業者（貨物の輸送を実施する者）及び荷主企業（貨物の輸送を委託する者）
補助対象経費	秋田港を出発又は到着するフェリー輸送に係る貨物運賃のうち、下記①の場合は新規利用、②の場合は実績増加分に係る運賃 (対象とする車両等) ・全長が6m以上の事業用トラック又は無人航送用トレーラーシャーシ ・その他知事が適当と認める車両等
補助要件 ① 新規利用事業者の場合 (新たにフェリー航路を活用する場合)	次の条件のいずれかを満たすこと ・秋田港を出発又は到着するフェリーを利用して新たな貨物を輸送すること ・他の輸送手段から変更し、秋田港を出発又は到着するフェリーを利用して貨物を輸送すること（トラック等の自動車で行われている貨物輸送を環境負荷の小さいフェリーの利用への転換に資すること）
補助要件 ② 継続利用事業者の場合 (継続してフェリー航路を活用する場合)	次の条件の全てを満たすこと ・令和4年度から令和6年度のいずれかの年度において本事業を活用しており、当該年度よりもフェリー輸送の実績が増加していること。 ・本事業活用年度から、昨年度まで毎年度フェリー航路を活用していること。
補助率	1/2
補助金の額	① 車両等1台当たり上限額3万円（1事業者当たり上限額30万円） (新規利用事業者の場合) ② 車両等1台当たり上限額2万円（1事業者当たり上限額20万円） (継続利用事業者の場合)
備考	・補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 ・補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

